## 両立支援等助成金



## 育児休業等支援コース

中小企業 事業主のみ 対象

「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の 円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、 育児休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主を助成します。

申請には令和4年10月施行の育児介護休業法の内容が事業所の育児介護休業規定に反映されている必要があります。

● 育休取得時/職場復帰時



A・Bとも1事業主2人まで支給 (無期雇用労働者1人、有期雇用労働者1人)

「<u>育休復帰支援プラン」を作成</u>し、プランに沿って労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に 取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主に支給されます。

A: 育休取得時 支給額

B:職場復帰時 支給額



30万円

※職場復帰時は、育休取得時を受給していない場合申請不可。

2 業務代替支援



1事業主あたりA・B合わせて1年度10人まで支給。(5年間)

育児休業取得者の業務を代替する労働者を確保し、 かつ<mark>育児休業取得者を原職等に復帰</mark>させた中小企業事業主に支給されます。

A:新規雇用 支給額 **50**万円

B:手当支給等

支給額

10万円

有期雇用労働者加算

育児休業取得者が有期雇用労働者の場合に加算。

増額

10万円

■ 職場復帰後支援



制度利用は、最初の申請日から3年以内5人まで支給。

育児休業から復帰後、仕事と育児の両立が特に困難な時期にある労働者のため、 以下の制度導入などの支援に取り組み、利用者が生じた中小企業事業主に支給されます。

制度導入時



支給額

30万円

制度導入については、 AまたはBの制度導入時 いずれか1回のみの支給。 制度導入のみの申請は不可。



制度利用時		
A:子の看護休暇制度	1,000円×時間	上限200時間
B:保育サービス費用補助制度	保育サービス費用補助制度 実費の2/3	上限20万円まで